

令和7年度群馬県意欲と能力のある林業経営者育成研修業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度群馬県意欲と能力のある林業経営者育成研修業務委託

2 業務の目的

県において「意欲と能力のある林業経営者」を登録、公表しているが、登録後は実施状況報告による事業実績等の確認等に留まっている。

県により登録されている経営体であり、「意欲と能力のある林業経営者」は森林経営管理制度における地域の森林管理の担い手としての役割が求められていることから、「意欲と能力のある林業経営者」の能力向上を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 委託額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務の内容

意欲と能力のある林業経営者の育成を目的とした研修の実施。

（1）業務の範囲

業務委託には以下の業務を含むものとする。

- ・受講生の募集、とりまとめ
- ・研修の実施
- ・研修終了後のアンケート実施

（2）研修開催時期

9月1日から11月30日のうち1～2日間程度とし、開催日時は県と協議の上決定する。

（3）必要な研修事項

- ・森林経営管理制度の概要（令和8年4月1日施行予定の法改正の内容を含む）
- ・経営管理実施権の設定を受ける際の企画提案書の作成方法
- ・その他、森林経営管理制度推進のために必要な事項

（4）受講対象者

群馬県経営管理実施権設定希望事業者（意欲と能力のある林業経営者）

（5）受講生の人数

最大30名程度とする。

（6）アンケートの実施

研修終了後に受講生にアンケートを実施し、アンケート票の回収及び結果の集計を行うこと。なお、アンケート内容については、事前に県と協議すること。

6 成果物及び納期

本業務の実施に際して制作した成果物については、群馬県との協議の上、群馬県が指示する日及び場所に納品すること。

7 委託料の支払いについて

全業務完了後の精算払いとする。

8 その他

- (1) 受注者は、事業の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、事業遂行の過程で知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は事業等を適正かつ円滑に実施するため、群馬県と常に密接な連絡を取り、十分な打合せを行うこと。
- (4) 受注者は事業の実施にあたり仕様書等に疑義が生じた場合、林政課と協議のうえ実施するものとする。
- (5) 本仕様書に定めていない事項については、群馬県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 成果品に瑕疵があったときには、受注者は発注者の指示により速やかに修正しなければならない。